

# 幌延深地層研究計画地下研究施設整備（第Ⅲ期）等事業

## 実施方針に関する質問回答

令和4年2月10日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

1 本質問回答は、令和4年1月5日（水）から1月25日（火）までに受け付けた幌延深地層研究計画地下研究施設整備（第Ⅲ期）等事業の実施方針に関する質問を、項目順に整理するとともに回答を付したものです。

2 質問の内容は、質問者の記載のとおりとしています。ただし、項目及び記載位置については、機構で整理しますので、御注意ください。

3 なお、本回答は、現時点での機構の考え方を示すものであり、今後変更する可能性がありますので、御注意ください。最終的には、入札公告時に公表する入札説明書等（入札説明書、要求水準書、契約書（案）等）に基づいてください。

幌延深地層研究計画地下研究施設整備(第三期)等事業  
 < 実施方針に関する質問回答 >

No	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	数	(数)	カナ			
1	実施方針	3	1	(1)	5)	イ	選定事業者への対価の支払い 本事業への金融機関からの融資が円滑に行われる必要があることから、貴機構のサービス対価の長期的な支払を担保する措置及びその裏付けについてご教示下さい。	入札説明書等にて示します。
2	実施方針	4	1	(1)	8)		事業スケジュール(予定) 選定事業者の事業着手日が前施工業者の業務完了日の翌日以降である場合には、建設工事保険が付保されない時間帯が発生してしまいます。選定事業者との事業契約締結日は令和5年4月とのことですが、前施工業者の業務完了日と同日とする必要がないでしょうか。	前施工業者の付保期間は令和5年3月31日24:00までです。そのため、事業期間(令和5年4月1日0:00～令和11年3月31日24:00)を通じて効力のある保険に加入することとします。契約日は記載の通り4月1日とし、基本協定の締結を前提に準備を進めるようお願いします。
3	実施方針	12	2	(7)	2)		研究支援に当たっては、事業契約締結までに上記1)及びア、イの参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は、失格とする。」とありますが、落札者は事業契約締結前に、前施工業者からの引継ぎ業務を実施するとともに、SPC設立手続きを遂行する等、実態として事業に着手していることを鑑みて、「基本協定」締結までに参加資格要件を欠くような事態が生じた場合を失格とすることにできませんか。	記載の内容で入札説明書等にて示します。
4	実施方針	13	2	(8)	2)	イ	第二次審査(提案内容審査)における審査の項目 明らかにダンピングと判断される場合の取り扱いについてご教示下さい。	事業者選定方法については、入札公告時に公表する落札者決定基準にて示します。
5	実施方針	14	2	(11)	1)		著作権 「本事業に関する入札提出書類の著作権は入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表及びその他原子力機構が必要と認める場合は、原子力機構は提案書の全部又は一部を使用できるものとする」とありますが、使用する際は事前に入札参加者の了解を取るという認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
6	実施方針	16	3	(3)			選定事業者の責任の履行に関する事項 本項で想定されている保証は、保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第百八十四号)第二条第四項に規定する保証事業会社)の保証も含まれると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
7	実施方針	17	6	(1)	2)		選定事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合 「選定事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合」に、機構は事業者に損害賠償の請求等を行うことができるとの記載がありますが、所謂「違約金」の設定はされるのでしょうか。もしある場合は想定される違約金の規模感をご教示下さい。	入札説明書等にて示します。
8	実施方針	17	6	(1)(2)			選定事業者/原子力機構の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合 事業契約が解除された場合において、解除事由に係らず、解除時までに選定事業者が本件施設の施設整備に要した費用は、原子力機構から支払われるという理解で宜しいでしょうか。具体的な支払額の考え方について以下理解で良いか含めてご教示下さい。①施設整備期間中は解除時までの施設整備に要した費用から既に原子力機構から支払われた施設整備対価(一部支払)を控除した額、②施設整備完了後は施設整備に係る対価の未払い金額(支払残額)	入札説明書等にて示します。
9	実施方針	18	6	(4)			融資機関(融資団)と原子力機構の協議 原子力機構は、選定事業者からの要請に基づき、本事業の継続性をできるだけ確保する目的とありますが、できるだけ確保するとは、具体的に何を意味するのかご教示下さい。	事業の継続性を機構が対応できる範囲を超える場合も想定されるため「できる限り」としています。事業の継続を阻害する事情が無い限り、機構は、事業継続を前提に各種対応を行います。詳細については、事業者選定後の融資機関との協議により定めます。
10	実施方針 添付資料 2	25	2	(1)			施設整備対価 保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第百八十四号)第二条第四項に規定する保証事業会社)の前払金保証を付し、対価の一部の支払いを前払金として請求することは可能でしょうか。	本事業において、工事の前払金として機構がお支払いすることはありません。
11	実施方針 添付資料 4 リスク分 担表(案)	31					リスク分担表(共通事項) コロナでの事業遅延 No.40 「機構の基準」について具体的にご教示下さい。	機構では、自治体からの要請等を踏まえ、機構として「新型コロナウイルス感染症に関する対応ガイドライン」を定めています。本ガイドラインは、適宜見直されています。基本的には、事業者は上記に沿って事業を進めることとなりますが、機構からの協力要請によって事業の実施に遅れが生じる場合には、協議することとなります。
12	実施方針 添付資料 4 リスク分 担表(案)	32					リスク分担表(調査・設計・建設に関する事項) 瑕疵担保リスク No.51 事業者は引渡後も引き続き維持管理を行うものの、維持管理業務と施工に基づく瑕疵担保責任は無関係であると思料します。そこで、瑕疵担保期間の起算点は、施設全部の引渡時点ではなく、「施設の各引渡部分の引渡時点」としていただけないでしょうか。	ご意見を踏まえた上で、入札説明書等にて示します。
13	実施方針 添付資料 4 リスク分 担表(案)	32					リスク分担表(調査・設計・建設に関する事項) 瑕疵担保リスク No.51 先般の民法改正を受け、「瑕疵」は「契約不適合」に読み替えるとの理解でよろしかったでしょうか。(No.26、27、53にも「瑕疵」の記載あり。)	No26、27、51の瑕疵は、いずれも契約不適合に読み替えることで問題ありません。ただし、No53は、本事業の事業者との契約内容に適合しない場合のリスク分担ではなく、既に施工された施設に関するリスクのため「瑕疵等」のままとします。